

様式例（法第31条第2項第5号関係）

○ 財産目録

令和4年度 財産目録

令和5年10月31日現在

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

科 目	金 額（単位：円）		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	81,215		
普通預金(佐賀銀行鳥栖支店)	4,433,711		
普通預金(佐賀銀行本店)	646,717		
普通預金(九州労働金庫鳥栖支店)	51,005		
流動資産合計		5,212,648	
2 固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			5,212,648
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金(次年度以降会費)	54,000		
流動負債合計		54,000	
2 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			54,000
正味財産			5,158,648

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式例（法第 31 条第 2 項第 5 号関係）

○ 貸借対照表（報告式）

令和 4 年度 貸借対照表

令和 5 年 10 月 31 日現在

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

科 目	金 額（単位：円）		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	5,212,648		
流動資産合計		5,212,648	
2 固定資産			
固定資産合計	0	0	
資産合計			5,212,648
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金(次年度以降会費)	54,000		
流動負債合計		54,000	
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	
負債合計			54,000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		5,305,922	
当期正味財産増加額		-147,274	
正味財産合計			5,158,648
負債及び正味財産合計			5,212,648

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 前事業年度の末日現在における資産、負債及び財産を記録する。

3 法第 28 条第 1 項各号に規定する財産上の利益については、区分して計上すること。

様式例（法第31条第2項第5号関係）

○収支計算書

令和4年度 収支計算書（活動計算書）

令和4年11月1日から 令和5年10月31日まで

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

科 目	金 額 （単位：円）		
I 経常収入の部			
1、会費・入会金			
正会員会費(個人会員 104 名)	208,000		
(団体正会員)	390,000		
賛助会員会費(個人会員)	1,000		
(団体正会員)	5,000		
		604,000	
2、事業収益			
資料代			
		0	
3、その他の収益			
寄付金	60,000		
受け取り利息	42		
県補助金	650,000		
雑収入(過年度会費)	2,000		
		712,042	
経常収入合計			1,316,042
II 経常支出の部			
1、事業費			
A. 差止関係業務			
(1) 消費者被害の情報収集・提供事業費			
活動費	5000		
	5000		
(2) 事業者への差止め請求事業費			
活動費	112000		
調査費	0		
通信費	1896		
	113896		
B. 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護			
を図るための活動に係る業務			

(1)	消費者被害防止・救済のための調査・研究事業費		
	通信費	5,704	
		5,704	
(2)	消費者に対する教育・啓発・支援事業費		
	印刷費	2,130	
	会場費	10,300	
	活動費	8,000	
	雑費	605	
		21,035	
(3)	消費者政策への提言事業費		
		0	
(4)	広報・出版事業費		
	印刷費	349,800	
	広告費	176,000	
	活動費	18,000	
	雑費	1,100	
		544,900	
(5)	その他の活動に係る事業費		
	諸会費	12,000	
	雑費	550	
		12,550	
			703,085
2、	管理費		
	事務人件費	124,000	
	印刷費	3,256	
	会場費	7,000	
	通信費	191,702	
	賃借料(26110円×12か月)、更新手数料	327,290	
	雑費・消耗品費	17,793	
	謝金(外部調査)	5,000	
	火災保険料(2年毎)	17,430	
	電気代	10,835	
	駐車料	13,250	
	慶弔費	22,000	
			739,556
3、	雑損失(県補助金返還)	20,675	

		20,675	
経常支出合計			1,463,316
経常収支差額			-147,274
Ⅲ その他資金収入の部			0
Ⅳ その他資金支出の部			0
当期収支差額			-147,274
前期繰越収支差額			5,305,922
次期繰越収支差額			5,158,648

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載すること。事業費の例としては、「〇〇事業費」（注：当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。

3 収支計算書は、法第29条第2項に規定するところに従い、「差止請求関係業務」、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務」、「その他の業務」について、事業毎に区分してその収支が明確になるように作成すること。また、法第28条第1項各号に掲げる財産上の利益については、その収入及び支出の状況を明瞭に記載すること。

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO会計基準によっています。

- (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況

科目	①差止請求 関係業務	②不特定多数かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務						事業費計	③管理部門計	合計
		④消費者被害防 止・救済のための 調査・研究	⑤消費者に対する 教育・啓発・支援	⑥教育・啓発・支 援事業	⑦消費者政策に関 する提言	⑧各種消費者問題 に関する広報・出 版・情報収集提供	⑨その他、この法 人の目的達成に必 要な活動			
I 経常収益										
1. 受取会費									604,000	604,000
2. 受取寄付金									60,000	60,000
3. 受取補助金等		6,347	23,405	23,405					606,285	650,000
4. 事業収益									13,963	13,963
5. その他の収益 受取利息 雑収益									2,042 42 2,000	2,042
収益合計		6,347	23,405	23,405					650,000	666,042
II 経常費用										
人件費										124,000
活動費	117,000		8,000	8,000					26,000	143,000
講師謝金									5,000	5,000
印刷費			2,130	2,130					349,800	351,930
調査費										
会場費			10,300	10,300					10,300	17,300
交通費										
通信費	1,896	5,704							5,704	191,702
訴訟費用										
広告費									176,000	176,000
消耗品費										
地代家賃										327,290
駐車料										13,250
租税公課										
研修費										
水道光熱費										10,835
諸会費									12,000	12,000
交際費										22,000
保険料										17,430
賃借料										
修繕費										
業務委託費										
減価償却費										
支払手数料										
予備費(未収会費除却)										
雑費			605	605						17,793
雑損失										20,675
経常費用計	118,896	5,704	21,035	21,035					584,189	760,231
経常収支差額	▲118,896	643	2,370	2,370					65,811	▲94,189

(按分比) (按分額)

3. 経常収益の内訳

(1) 受取補助金等

佐賀県適格消費者団体支援補助金(令和4年分) 650,000円

④消費者被害防止・救済のための調査・研究	5,704	0.010	6,347
⑥消費者に対する教育・啓発・支援	21,035	0.036	23,405
⑦消費者政策に関する提言	0		
⑧各種消費者問題に関する広報・出版・情報収集提供	544,900	0.933	606,285
⑨その他、この法人の目的達成に必要な活動	12,550	0.021	13,964
計	584,189	1.000	650,000

4. 事業費と管理費の按分方法

<経常収益>

- ・「受取補助金等」のうち上記④⑥⑧⑨⑩⑪の各事業に係る収益は、収支計算書上の「補助金(県活動推進事業R4年度分)650,000円」を、上記④⑥⑧⑨⑩⑪の各事業に係る支出実績に応じて、按分(上記【按分方法】参照)して計上しています(※2)。
- ・「受取会費」及び「受取寄付金」は全て③管理費に計上しています。

(※1) 当法人の事業年度は「毎年11月1日から翌年10月31日まで」です(定款第39条)。

(※2) 「補助金(県活動推進事業R4年度分)」については、当該補助金申請上は、「令和4年8月～令和5年3月」を実施期間として申請しているものですが、当法人の事業年度に合わせて「令和4年11月1日～令和5年10月31日」の支出として計上しています。

<経常費用>

- ・いずれも実績により各事業費又は管理費に計上しています。

様式例（法第 31 条第 2 項第 5 号関係）

○事業報告書

令和 4 年度の実業報告書（令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで）

特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム

1 事業の実施に関する事項

(1) 差止請求関係業務

業務名 (定款に記載した 業務)	業務内容の詳細	当該業務の 実施日時	当該業務の 実施場所	従業者の 人数	収支計算書の 支出額 (単位：千円)
事業者の不当約 款・不当勧誘等を 是正する活動そ の他消費者契約 法上の差止請求 関係業務	・ 検討委員会	2022. 12. 7	佐賀県弁護士会館	検討委員 9 名、他 5 名	113
		2023. 2. 8	佐賀県弁護士会館	検討委員 10 名、他 6 名	
		2023. 4. 5	佐賀県弁護士会館	検討委員 9 名、他 4 名	
		2023. 6. 14	佐賀県弁護士会館	検討委員 11 名、他 1 名	
		2023. 8. 9	ZOOM オンライン	検討委員 10 名、他 2 名	
		2023. 10. 11	佐賀県弁護士会館	検討委員 8 名、他 3 名	
	・ 理事会	2022. 11. 14	ZOOM オンライン	6 名（理事 4、他 2）	
		2023. 1. 16	〃	6 名（理事 5、他 1）	
		2023. 3. 13	〃	6 名（理事 4、他 2）	
		2023. 5. 15	〃	7 名（理事 4、他 3）	
		2023. 7. 10	〃	7 名（理事 4、他 3）	
	2023. 9. 11		7 名（理事 4、他 3）		

	<ul style="list-style-type: none"> ・アッシュト・コレクションズ・ジャパン(株) 再度申入れ書送付 回答受理 ・LINE モバイル ソフトバンクへ再問合せ送付 回答受領 再問合せ送付 回答受理 ・株式会社希乃屋（悠優コスメティクス） 問合せ書送付 回答受理 ・ミュゼプラチナム 申入れ送付 回答受理 	<p>2023. 2. 21 2023. 3. 17</p> <p>2022. 12. 22 2023. 3. 2 2023. 6. 15 2023. 8. 14</p> <p>2023. 10. 12 2023. 10. 18</p> <p>2023. 7. 18 2023. 8. 25</p>	<p>事務所 〃</p> <p>事務所 事務所 事務所 事務所</p> <p>事務所 〃</p> <p>事務所 〃</p>	<p>事務局 1 名 〃</p> <p>事務局 1 名 事務局 1 名 事務局 1 名 事務局 1 名</p> <p>事務局 1 名 〃</p> <p>事務局 1 名 〃</p>	
各種消費者問題に関する広報・出版・情報収集提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブル事例を収集するための「消費者 110 番」の実施 ・電話、ホームページで情報の収集と提供を行う。 	<p>2023. 3. 4</p> <p>通年</p>	<p>佐賀市立図書館</p> <p>事務所他</p>	<p>検討委員 1 名、事務局 1 名</p> <p>事務局 1 名</p>	5

(2) 差止請求関係業務以外の業務

業務名 (定款に記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の実施日時	当該業務の実施場所	従業者の人数	収支計算書の収入及び支出額 (単位:千円)
消費者被害の防止・救済のための調査・研究	・適格消費者団体連絡協議会に参加	2023. 3. 11 2023. 9. 2-3	東京オンライン 神奈川国民生活センター	4名(理事3、事務局1) 2名(理事2、事務局1)	収入6 支出6
消費者に対する啓発・支援	・消費者のつどい 講演:消費者視点で標準化を考える 講師:NACS九州支部標準化推進リーダー ・佐賀市消費生活フェアにパネル展示とブース参加	2023. 10. 24 2023. 3. 2-4	佐賀商工ビル 佐賀市立図書館	名(理事2、事務局2) 2名(理事1、事務局1)	収入23 支出21
消費者政策に関する提言	・佐賀県消費生活審議会に参加	2023. 2. 3	佐賀市アバンセ	1名(事務局)	収入0 支出0
各種消費者問題に関する広報・出版・情報収集情報提供事業	・消費者教育テキストの作成および配布 (『みんな消費者』2023-2024年版)100冊 ・フリーペーパーでの広告 (適格消費者団体制度の広報・啓蒙)	2023. 3. 31 通年配布 2023. 1. 1	事務所他 佐賀市内	2名(理事1、事務局1) 1名(事務局)	収入601 支出545
その他、この法人の目的達成に必要な活動	・消費者スマイル基金、消費相談員の会さがへの賛 会費	2023. 5. 29	事務所	2名(理事1、事務局1)	収入14 支出13

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 翌事業年度の収支の見込みに関する事項

(1) 翌事業年度における収入の見込みとその算出根拠

収入内容	収入見込み (単位：千円)	算出根拠
会費収入	603	個人会員 2 千円×104 名、団体正会員 390 千円 団体賛助会員：5 千円
寄付金	30	寄付の申出を受付済み
補助金	650	佐賀県適格消費者団体活動推進補助金
合 計	1,283	

(2) 翌事業年度における支出の見込みとその算出根拠

支出内容	支出見込み (単位：千円)	算出根拠
1. 事業費 (1) 差止請求関係業務	125	差止請求権行使に係る活動 110 千円 被害情報収集・提供に関わる活動 15 千円 → 検討委員活動費 125
(2) 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護 を図るための活動に係る業務		
① 消費者被害防止・救済のための 調査・研究事業費	120	適格消費者団体連絡協議会 参加費 2 名分 → 旅費交通費 120
② 消費者に対する啓発・支援事業 費	50	シンポジウム・講演会の開催、その広報、会場代と講師謝礼 → 講師謝金 30、印刷費 5、会場費 15
③ 消費者政策への提言事業費	0	佐賀県消費生活審議会、消費生活の安全安心対策会議への参加 →0
④ 広報・出版事業費	515	消費者テキスト 2024-2025 版の発行、フリーペーパー等への広告

⑤	その他の活動に関わる事業費	60	→ 印刷費 350、広告費 165 全国消費者フォーラム等への参加 → 旅費交通費 60
2.	管理費		
(1)	事務人件費	120	事務局人件費（月 1 万円）、役員・専門委員及び弁護士報酬は無償 → 人件費 120 千円
(2)	事務所の賃料	313	事務所賃料（月 26,110 円+更新料 0 円） → 地代家賃 313 千円
(3)	印刷費、通信費、会議費等	293	→ 印刷費 8、会場費 10、通信費 220、駐車料 15、 水光熱費 15、雑費消耗品 20、謝金 5、
	合 計	1,596	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 翌事業年度の収入及び支出の見込みについては、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第 14 条第 2 項第 3 号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類（法第 14 条第 2 項第 10 号）を踏まえて記載すること。

3 収入には、会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入の見込みとその算定根拠を具体的に記載すること。

4 支出には、役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出の見込みとその算定根拠を具体的に記載すること。